

官報 号外

平成二十八年四月二十日

○第九十回参議院會議録第二十一号

平成二十八年四月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成二十八年四月二十日

午前十時開議

第一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆議院提出)

第二 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

平成二十八年四月二十日 参議院會議録第二十一号

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案 国立大学法人法の一部を改正する法律案 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

○神本美恵子君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(神本美恵子君登壇、拍手)

本法律案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員武部新さんより趣旨説明を聴取した後、離島航路及び航空路について期待される運賃低廉化の程度、特定有人国境離島地域における子供の教育環境の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十八
二百二十七
一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第二 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長石井浩郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(石井浩郎君登壇、拍手)

○石井浩郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の大学の教育研究水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、指定国立大学法人制度を創設するとともに、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、指定国立大学法人制度創設の意義、国立大学によるイノベーション創出への貢献、我が国の大学の国際競争力向上策等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十三
二百十四
十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第三 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山本博司君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

国立研究開発法

〔山本博司君登壇、拍手〕

○山本博司君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、本年五月三十一日とされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、サイバー攻撃の態様と機構の演習内容の高度化の必要性、サイバーセキュリティ及びICT人材の確保、育成策、データセンターの地域分散化及びテストベッドの整備の在り方等について質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良よし子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九
賛成 二百十九
反対 十一
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議員

清水 貴之君	和田 政宗君
河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	中野 正志君
平木 大作君	矢倉 克夫君
儀間 光男君	中山 恭子君
石川 博崇君	新妻 秀規君
宮本 周司君	東 徹君
秋野 公造君	竹谷とし子君
横山 信一君	藤川 政人君
三原じゅん子君	室井 邦彦君
江口 克彦君	山本 博司君
谷合 正明君	若松 謙維君
長谷川 岳君	中原 八一君
高階恵美子君	片山虎之助君
浜田 昌良君	長沢 広明君
杉 久武君	福岡 資麿君
松下 新平君	山本 順三君
岡田 直樹君	山本 香苗君
魚住裕一郎君	山口那津男君
西田 実仁君	荒木 清寛君

丸川 珠代君	世耕 弘成君
衛藤 晟一君	岩城 光英君
島尻安伊子君	北村 経夫君
堂故 茂君	森屋 宏君
太田 房江君	吉川ゆうみ君
山下 雄平君	山田 修路君
渡邊 美樹君	堀内 恒夫君
阿達 雅志君	三宅 伸吾君
三木 亨君	舞立 昇治君
堀井 巖君	羽生田 俊君
馬場 成志君	若林 健太君
渡辺 猛之君	赤池 誠章君
中西 健治君	井原 巧君
石井 正弘君	石田 昌宏君
牧野たかお君	熊谷 大君
大家 敏志君	宇都 隆史君
上野 通子君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	野上浩太郎君
藤井 基之君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	中川 雅治君
野村 哲郎君	愛知 治郎君
末松 信介君	松山 政司君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
岡田 広君	金子原二郎君
有村 治子君	岸 宏一君
武見 敬三君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	伊達 忠一君
江島 潔君	中西 祐介君
平野 達男君	行田 邦子君
森本 真治君	井上 義行君
田中 茂君	荒井 広幸君
松沢 成文君	糸数 慶子君
二之湯武史君	長峯 誠君
中泉 松司君	豊田 俊郎君
柘植 芳文君	滝波 宏文君
大沼みずほ君	大野 泰正君
古賀友一郎君	上月 良祐君
島田 三郎君	島村 大君

高野光二郎君	高橋 克法君
赤石 清美君	青木 一彦君
森 まさこ君	丸山 和也君
古川 俊治君	塚田 一郎君
吉田 博美君	石井 準一君
二之湯 智君	水落 敏栄君
磯崎 陽輔君	佐藤 信秋君
猪口 邦子君	溝手 顕正君
柳本 卓治君	山崎 力君
山本 一太君	林 芳正君
橋本 聖子君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	真山 勇一君
山本 太郎君	又市 征治君
安井美沙子君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
主濱 了君	谷 亮子君
小見山幸治君	柴田 巧君
田城 郁君	滝沢 求君
難波 奨二君	江崎 孝君
有田 芳生君	寺田 典城君
金子 洋一君	風間 直樹君
川田 龍平君	石井みどり君
小野 次郎君	広田 一君
藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	大久保 勉君
白 眞勲君	片山さつき君
佐藤 正久君	小林 正夫君
藤田 幸久君	神本美恵子君
棟葉賀津也君	大塚 耕平君
野田 国義君	山東 昭子君
中曾根弘文君	長浜 博行君
相原久美子君	小川 勝也君
小川 敏夫君	郡司 彰君
加藤 敏幸君	渡辺美知太郎君
浜田 和幸君	山口 和之君
吉良よし子君	吉田 忠智君

平成二十八年四月二十日 参議院會議録第二十一号 議長の報告事項

藥師寺みちよ君	山田 太郎君	文教科学委員	文部科学大臣	高市 早苗君	総務大臣	國務大臣	市田 忠義君
辰巳孝太郎君	福島みずほ君	厚生労働委員	文部科学大臣	馳 浩君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
松田 公太君	倉林 明子君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
牧山ひろえ君	大島九州男君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
林 久美子君	蓮 舫君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
アノト才猪末君	紙 智子君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
田村 智子君	那谷屋正義君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
足立 信也君	藤本 祐司君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
水岡 俊一君	津田弥太郎君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
大門実紀史君	仁比 聡平君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
浜野 喜史君	水野 賢一君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
羽田雄一郎君	増子 輝彦君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
福山 哲郎君	櫻井 充君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
小池 晃君	井上 哲士君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
吉川 沙織君	柳澤 光美君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
直嶋 正行君	北澤 俊美君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
柳田 稔君	田中 直紀君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
江田 五月君	山下 芳生君	農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君
市田 忠義君		農林水産委員	文部科学大臣	島尻安伊子君	國務大臣	市田 忠義君	市田 忠義君

議長の報告事項	去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	山田 修路君	補欠	福岡 資麿君	外交防衛委員	山田 修路君	補欠	堀井 巖君	財政金融委員	石井みどり君	補欠	堀井 巖君	議院運営委員	井上 哲士君	補欠	仁比 聡平君	議院運営委員	井上 哲士君	補欠	仁比 聡平君
議長の報告事項	去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	山田 修路君	補欠	福岡 資麿君	外交防衛委員	山田 修路君	補欠	堀井 巖君	財政金融委員	石井みどり君	補欠	堀井 巖君	議院運営委員	井上 哲士君	補欠	仁比 聡平君	議院運営委員	井上 哲士君	補欠	仁比 聡平君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

理事 杉 久武君 (杉久武君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。 <td>丸川 珠代君</td> <td>滝波 宏文君</td> <td>同日内閣から次の答弁書を受領した。 <td>同日議員から次の議案が提出された。 <td>会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	丸川 珠代君	滝波 宏文君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 <td>同日議員から次の議案が提出された。 <td>会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	同日議員から次の議案が提出された。 <td>会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td>	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td>	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td>	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td>	航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td>	航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td>	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td>	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td>	同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td>	政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。 <td>吉川ゆうみ君</td> <td>阿達 雅志君</td> <td>同日内閣から次の答弁書を受領した。 <td>同日議員から次の議案が提出された。 <td>会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	吉川ゆうみ君	阿達 雅志君	同日内閣から次の答弁書を受領した。 <td>同日議員から次の議案が提出された。 <td>会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	同日議員から次の議案が提出された。 <td>会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第七号) <td>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 <td>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号) <td>同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td></td>	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 <td>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td></td>	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td></td>	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出衆議院送付本院継続審査) <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td></td>	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 <td>航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td></td>	航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td></td>	航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めの件 <td>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td></td>	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 <td>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td></td>	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 <td>同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td></td>	同日議員から次の質問主意書が提出された。 <td>政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号) </td>	政府が集団的自衛権の行使を認める中で、毒力ス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇一号)

<p>文教科学委員 辞任 野上浩太郎君 吉田 博美君 農林水産委員 辞任 高橋 克法君 中泉 松司君 平木 大作君 経済産業委員 辞任 渡邊 美樹君 予算委員 辞任 熊谷 大君 松村 祥史君 決算委員 辞任 大沼みずほ君 塚田 一郎君 長峯 誠君 三木 亨君 有田 芳生君 江崎 孝君 佐々木さやか君 仁比 聡平君 山口 和之君 行政監視委員 辞任 相原久美子君 議院運営委員 辞任 石田 昌宏君 上月 良祐君 滝波 宏文君</p>	<p>補欠 石田 昌宏君 渡邊 美樹君 補欠 宇都 隆史君 中原 八一君 石川 博崇君 補欠 吉田 博美君 補欠 三木 亨君 石田 昌宏君 補欠 中西 健治君 上月 良祐君 滝波 宏文君 熊谷 大君 安井美沙子君 相原久美子君 荒木 清寛君 井上 哲士君 アントニオ猪木君 補欠 江崎 孝君 補欠 松村 祥史君 塚田 一郎君 長峯 誠君</p>	<p>中西 健治君 宮本 周司君 荒木 清寛君 井上 哲士君 仁比 聡平君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出)(衆第二五号) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出)(衆第二六号) 同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆第一八号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。 社会保険に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 高年法に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第一〇二号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 大麻草の医療研究および使用に関する質問主意書(荒井井広幸君提出)(第一〇〇号) 昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 宮本 周司君 補欠 世耕 弘成君 総務委員 辞任 藤末 健三君 補欠 森本 真治君</p>	<p>外交防衛委員 辞任 大沼みずほ君 世耕 弘成君 佐々木さやか君 財政金融委員 辞任 野上浩太郎君 磯崎 哲史君 文教科学委員 辞任 石田 昌宏君 渡邊 美樹君 水岡 俊一君 厚生労働委員 辞任 森本 真治君 農林水産委員 辞任 宇都 隆史君 中原 八一君 経済産業委員 辞任 吉田 博美君 予算委員 辞任 大野 泰正君 古賀友一郎君 決算委員 辞任 熊谷 大君 上月 良祐君 西田 昌司君 相原久美子君 アントニオ猪木君 行政監視委員 辞任 堀内 恒夫君 江崎 孝君 補欠 宇都 隆史君 中原 八一君 石田 昌宏君 水岡 俊一君 補欠 野上浩太郎君 吉田 博美君 磯崎 哲史君 補欠 藤末 健三君 高橋 克法君 中泉 松司君 補欠 渡邊 美樹君 西田 昌司君 熊谷 大君 宮本 周司君 塚田 一郎君 大野 泰正君 江崎 孝君 山口 和之君 補欠 松村 祥史君 相原久美子君</p>	<p>議院運営委員 辞任 世耕 弘成君 塚田 一郎君 松村 祥史君 徳永 エリ君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方・消費者問題に関する特別委員 辞任 藤川 政人君 補欠 西田 昌司君 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議) 同日委員長から次の報告書が提出された。 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆第一八号)審査報告書 国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(閣法第三八号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する第三回質問に対する答弁書(第九九号) 同日内閣から、災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十八年(二十六年)熊本県熊本地方を震源とする地震非常災害現地対策本部の設置の報告を受領した。</p>
---	--	--	--	---

審査報告書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月十九日

内閣委員長 神本美恵子

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。
平成二十八年四月八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案

第一条 この法律は、我が国の領海、排他的経済

水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もつて我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。次号において「領海基線」という。)を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 二 前号に定めるもののほか、領海基線を有する離島であつて現に日本国民が居住するものの地域

2 この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境を整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるものをいう。

(国の責務)

第三条 国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の

維持に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向に関する事項
- 二 国の行政機関の施設の設置に関する基本的な事項
- 三 国による土地の買取り等に関する基本的な事項
- 四 港湾等の整備に関する基本的な事項
- 五 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に関する基本的な事項
- 六 広域の見地からの連携に関する基本的な事項
- 七 第十二条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的な事項
- 八 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する基本的な事項
- 九 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する基本的な事項
- 十 雇用機会の拡充等に関する基本的な事項
- 十一 安定的な漁業経営の確保等に関する基本的な事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する重要事項
- 十三 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長(関係行政機関が国家公安委員会である場合にあつては、国家公安委員会)に協議しなければならない。
- 十四 関係地方公共団体は、基本方針に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができらる。
- 十五 内閣総理大臣は、基本方針を定めるときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 第三項及び前項の規定は、基本方針の変更についで準用する。

(国の行政機関の施設の設置)

第五条 国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置しよう努めるものとする。

(国による土地の買取り等)

第六条 国は、有人国境離島地域内の土地であつて、当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(港湾等の整備)

第七条 国及び地方公共団体は、領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動に利用される有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外国船舶による不法入国等の違法行為の防止)

第八条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域の見地からの連携)

第九条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全を図るに当たつては、当該有人国境離島地域を超える広域の見地からの関係機関の連携を図らるよう配慮するものとする。

(都道府県計画)

第十条 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画(以下単に「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の基本的方針に関する事項

二 第十二条に規定する国内一般旅客定期航空事業等に係る運賃等の低廉化に関する事項

三 第十三条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する事項

四 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

五 雇用機会の拡充等に関する事項

六 安定的な漁業経営の確保等に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關し必要な事項

3 都道府県は、特定有人国境離島地域について計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該特定有人国境離島地域である市町村の意見を聴かなければならぬ。

4 その全部又は一部の区域が一の特定有人国境離島地域である市町村は、当該特定有人国境離島地域に係る計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、都道府県に対し、当該特定有人国境離島地域について計画を定めることを要請することができる。

5 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る特定有人国境離島地域について計画を定めなければならない。

6 都道府県は、計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、直ちに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

9 内閣総理大臣は、第六項の規定により提出された計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

10 第三項、第四項及び第六項から前項までの規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国内一般旅客定期航空事業等に係る運賃等の低廉化)

第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航空事業等(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法、昭和二十四年法律第八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航空事業及び同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航空事業をいう。)に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化)

第十三条 国及び地方公共団体は、国内定期航空運送事業(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路における航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業をいう。)に係る旅客の運賃の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減)

第十四条 国及び地方公共団体は、特定有人国境

離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であつて、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(雇用機会の拡充等)

第十五条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において事業を営み、又は営もうとする者が行うその事業の事業規模若しくは事業活動の拡大又は事業の開始に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の事業に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成するため、職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安定的な漁業経営の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域においては漁業が重要な産業であること及び我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、特定有人国境離島地域における安定的な漁業経営の確保を図り、及び特定有人国境離島地域の周辺

の海域における我が国の領海、排他的経済水域等の適切な管理に資するため、特定有人国境離島地域の住民であつて特定有人国境離島地域の周辺の海域において漁業を営むものが行う漁船の操業に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(啓発活動)

第十七条 国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の必要性に關する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十九年三月三十一日

一 有人国境離島地域(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法平成二十八年法律第 号)第二条第一項に規定するものをいう。の保全及び特定有人国境離島地域(同条第二項に規定するものをいう。)に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 計画(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。)に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に關すること(他省の所掌に属するものを除く。)

附則第四条の二の次に次の一条を加える。
 (総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例)
 第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四
 十一条の三第一項に規定する事務のほか、平
 成三十九年三月三十一日までの間、附則第二
 条第二項の表平成三十九年三月三十一日の項
 の下欄に掲げる事務をつかさどる。
 (内閣の重要政策に関する総合調整等に関する
 機能の強化のための国家行政組織法等の一部を
 改正する法律の一部改正)
 第四条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関
 する機能の強化のための国家行政組織法等の一

別表(第二条関係)

特定有人国境離島 地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	都道府県	市町村
利尻・礼文	礼文島 利尻島	北海道	礼文町 利尻町 利尻富士町
奥尻島	奥尻島	北海道	奥尻町
伊豆諸島南部地域	三宅島	東京都	三宅村
	御蔵島		御蔵島村
	八丈島		八丈町
	青ヶ島		青ヶ島村
佐渡	佐渡島	新潟県	佐渡市
船倉島	船倉島	石川県	輪島市
隠岐諸島	島後	島根県	隠岐の島町
	中ノ島		海士町
	西ノ島		西ノ島町
	知夫里島		知夫村
見島	見島	山口県	萩市

部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
 附則第一条第二号中「第二十九条の規定」を「第二十九条中海洋基本法第三十六条の改正規定」に、「平成三十年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
 二 第二十九条中海洋基本法第三十五条第一項の改正規定 平成二十八年四月一日又は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第 号)の公布の日をいずれか遅い日

対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	長崎県	対馬市
杵岐島	杵岐島 若宮島 原島 長島 大島	長崎県	杵岐市
五島列島	宇久島 寺島	長崎県	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島		小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島		新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 藤小島 柗島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島		五島市
甌島列島	江島 平島		西海市
	上甌島 中甌島 下甌島		薩摩川内市
種子島	種子島	鹿児島県	西之表市
	馬毛島		中種子町
屋久島	屋久島 口永良部島	鹿児島県	南種子町
三島	竹島 硫黄島 黒島	鹿児島県	西之表市
吐噶喇列島	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島 小宝島 宝島	鹿児島県	屋久島町
			三島村
			十島村

審査報告書

国立大学法人法の一部を改正する法律案
 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
 よつて要領書を添えて報告する。
 平成二十八年四月十九日

文教科学委員長 石井 浩郎

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、我が国の大学の教育研究水準の

著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることにするとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例等について定めるほか、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
 なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、指定国立大学法人の指定に当たっては、申請から指定に至る過程を広く国民に明らかにするなど、公正性及び透明性を確保すること。

二、指定国立大学法人が、世界最高水準の教育研究活動を展開できるよう、他の施策とも連携を図り、その環境整備を行うこと。特に、国際的に評価される人材を育成し、また、そのような人材を獲得するために教育・研究条件の整備を図るよう、積極的な支援を行うこと。

三、余裕金の運用対象範囲の拡大に伴い、資産が毀損するリスクが増大するおそれがあることに鑑み、運用を安全に行う体制が整えられていることを十分に確認すること。また、余裕金の運用等によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人等の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。

四、地域のニーズに応じた人材育成や、地域社会の課題解決への貢献等、各地域において国立大学が果たしている役割の重要性に鑑み、産学官の連携や大学間ネットワークの構築等、その機能強化に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。

五、大学改革を進めるに当たっては、国立大学のみならず、高等教育全体のグランドデザインを示し、国民的コンセンサスが得られるよう努めること。

六、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出が、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を始め、高等教育に係る予算の拡充に努

めること。
右決議する。

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の三」に、

「第五章 雑則第三十四条の二」第三十七条を「第五章 指定国立大学法人(第三十四条の四)第六節 雑則第三十四条の九」第三十七条

第三十四条の八」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七条第三項中「第六項」の下に「及び第三十四条の二」を加える。

第九条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者)をいう。次項において同じ)を評価委員会の委員に任命することができる。

4 前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

第四十条第一項第五号中規定する業務の下に「指定国立大学法人にあつては、同項及び第三十条の五第一項に規定する業務」を加え、同項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十

号を第十一号とし、同項第九号中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の九第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第六章を第七章とする。

第三十四条の二を第三十四条の九とする。

第三十六条第二号中「若しくは第三十四条」を「第三十四条、第三十四条の二若しくは第三十条の五第二項」に改め、同条第五号中「準用通則法」を「第三十四条の三第二項第二号又は準用通則法」に、「又はを若しくは」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十四条の次に次の二条を加える。

(土地等の貸付け)
第三十四条の二 国立大学法人等は、第二十二

第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

(余裕金の運用の認定)
第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有するものであること。

2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金(当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限り)の運用を行うことができる。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券であつて政令で定めるもの(株式を除く)の売買

二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認め指定したものに限り)。

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三号又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限り)又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限り。

イ 前二号に掲げる方法

ロ 金融商品取引業者(金融商品取引法第二

条第九項に規定する金融商品取引業者をいう)との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう)であつて政令で定めるものの締結

3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 指定国立大学法人

(指定国立大学法人の指定)

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しななければならない。

4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

(研究成果を活用する事業者への出資)
第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行うおとすときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二條第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九條第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

(中期目標に関する特例)
第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十條第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

(余裕金の運用の認定の特例)
第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかわらず、同条第一項

の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)
第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十條の二第三項及び第五十條の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十條の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十條の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)
第二条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という。)第三十四条の四第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請をすることができる。

2 文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新法第三十條の四の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十八年四月十九日
参議院議長 山崎 正昭殿
総務委員長 山本 博司

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限(平成二十八年五月三十一日)の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三條により送付する。
平成二十八年四月八日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律
(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)
第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第一号」を「前号」に掲げるものほか、「第一号」に、「前号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ)基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう)に関する演習その他の訓練を行うこと。

第十九條中「第十四條第一項第九号」を「第十四條第一項第十号」に改める。
第二十三條を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

(中長期目標等)に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画(第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

附則第九條第二項中「当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六條を「平成三十四年三月三十一日までの間、通信・放送開発法附則第五條第一項」に改め、同条第三項中「電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」といふ。第六條第一号を「通信・放送開発法附則第五條第一項第一号」に改め、「並びに第二十二條第一項第一号及び第六号」を削り、「(電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十七條第一項を「と、第十七條第一項に、「同じ。」及び附則第九條第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六條第一号を「同じ。」及び附則第九條第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條第一項第一号)に改め、「附則第九條第一項」の下に「と、第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九條第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條

第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。」を加える。
(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)
第二條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二條を加える。
(実施指針等の特例)
第四條 平成三十四年三月三十一日までの間における第二條第二項、第三條第一項、第四條第一項及び第二項各号並びに第五條第三項の規定の適用については、第二條第二項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。以下第五條までにおいて同じ。)」及び地域特定電気通信設備供用事業(同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。以下同条までにおいて同じ。)」と、第三條第一項中「及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業」と、第四條第一項及び第二項各号並びに第五條第三項中「通信・放送新規事業」とあるのは、「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。
(機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例)
第五條 機構は、第六條第一項に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、次の業務を行う。
一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に

関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)を他人の利用に供する事業をいう。
二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの(以下この号において「特定電気通信設備」といふ。)を他人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導す

べき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものを含む。)
3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第六條第二項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第八條において同じ。)」若しくは地域特定電気通信設備供用事業(同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。同条において同じ。)」と、「前項第三号」とあるのは「前項第三号又は附則第五條第一項第二号」と、第七條第三項中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第五條第一項第一号」と、「同項」とあるのは「第六條第一項及び附則第五條第一項」と、第八條中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。
(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止)
第三條 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)は、廃止する。
附 則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
第二條 総務大臣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法(以下「新機構法」といふ。第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を変更しようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。前にお

関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)を他人の利用に供する事業をいう。
二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの(以下この号において「特定電気通信設備」といふ。)を他人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導す

べき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものを含む。)
3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第六條第二項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第八條において同じ。)」若しくは地域特定電気通信設備供用事業(同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。同条において同じ。)」と、「前項第三号」とあるのは「前項第三号又は附則第五條第一項第二号」と、第七條第三項中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第五條第一項第一号」と、「同項」とあるのは「第六條第一項及び附則第五條第一項」と、第八條中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。
(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止)
第三條 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)は、廃止する。
附 則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
第二條 総務大臣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法(以下「新機構法」といふ。第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を変更しようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。前にお

関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)を他人の利用に供する事業をいう。
二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの(以下この号において「特定電気通信設備」といふ。)を他人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導す

べき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものを含む。)
3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第六條第二項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第八條において同じ。)」若しくは地域特定電気通信設備供用事業(同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。同条において同じ。)」と、「前項第三号」とあるのは「前項第三号又は附則第五條第一項第二号」と、第七條第三項中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第五條第一項第一号」と、「同項」とあるのは「第六條第一項及び附則第五條第一項」と、第八條中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。
(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止)
第三條 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)は、廃止する。
附 則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
第二條 総務大臣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法(以下「新機構法」といふ。第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を変更しようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。前にお

関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

いてもサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴くことができる。

第三條 株式会社日本政策投資銀行以外の出資者は、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、新機構法第十八條第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、新機構法第七條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第四條 この法律の施行の際現に電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十九号)附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(以下この条において「平成二十三年改正前電気通信基盤法」という。)第六條第二号の規定により助成金の交付を受けている同号に掲げる施設整備事業(平成二十三年改正前電気通信基盤法第二條第七項に規定する施設整備事業をいう。次項において同じ。)に対する同号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「利子助成継続業務」という。)については、なお従前の例による。

2 機構が前項の規定により行う利子助成継続業務により助成金の交付を受ける施設整備事業に係る平成二十三年改正前電気通信基盤法第五條第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 機構が第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間は、新機構法附則第九條第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。この場合における同條第三項の規定の適用については、同項中「業務」とあるのは、「業務、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 号)附則第四條第一項に規定する利子助成継続業務を除く。」と、とする。

4 機構は、第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間、平成二十三年改正前電気通信基盤法第七條の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

5 高度電気通信施設整備促進基金は、利子助成継続業務に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

(罰則に関する経過措置)
第五條 施行日前にした行為及び前條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十三條の四第一項第三十四号及び第三百四十八條第二項第三十九号中「第七号」を「第八号」に改める。
第八條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「第七号まで(業務の範囲)の業務」を「第八号まで(業務の範囲)の業務及び」に改め、「及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六條第一号(機構による施設整備事業の推進)の業務を削る。」

務及び」に改め、「及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六條第一号(機構による施設整備事業の推進)の業務を削る。」

投票者氏名

日程第一 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

- | | |
|---------|--------|
| 阿達 雅志君 | 愛知 治郎君 |
| 青木 一彦君 | 赤池 誠章君 |
| 赤石 清美君 | 有村 治子君 |
| 井上 義行君 | 井原 巧君 |
| 石井 準一君 | 石井 浩郎君 |
| 石井 正弘君 | 石井みどり君 |
| 石田 昌宏君 | 磯崎 仁彦君 |
| 磯崎 陽輔君 | 猪口 邦子君 |
| 岩城 光英君 | 宇都 隆史君 |
| 上野 通子君 | 江島 潔君 |
| 衛藤 晟一君 | 尾辻 秀久君 |
| 大家 敏志君 | 大沼みずほ君 |
| 大野 泰正君 | 太田 房江君 |
| 岡田 直樹君 | 岡田 広君 |
| 片山さつき君 | 金子原二郎君 |
| 木村 義雄君 | 岸 宏一君 |
| 北川イツセイ君 | 北村 経夫君 |
| 熊谷 大君 | 小泉 昭男君 |
| 小坂 憲次君 | 古賀友一郎君 |
| 上月 良祐君 | 鴻池 祥肇君 |
| 佐藤 信秋君 | 佐藤 正久君 |
| 山東 昭子君 | 島田 三郎君 |
| 島村 大君 | 末松 信介君 |
| 世耕 弘成君 | 関口 昌一君 |
| 田中 茂君 | 伊達 忠一君 |
| 高階恵美子君 | 高野光二郎君 |
| 高橋 克法君 | 滝沢 求君 |

- | | |
|---------|--------|
| 滝波 宏文君 | 武見 敬三君 |
| 柘植 芳文君 | 塚田 一郎君 |
| 鶴保 庸介君 | 堂故 茂君 |
| 豊田 俊郎君 | 中泉 松司君 |
| 中川 雅治君 | 中曾根弘文君 |
| 中西 健治君 | 中西 祐介君 |
| 中原 八一君 | 長峯 誠君 |
| 二之湯 智君 | 二之湯武史君 |
| 野上浩太郎君 | 野村 哲郎君 |
| 羽生田 俊君 | 長谷川 岳君 |
| 馬場 成志君 | 橋本 聖子君 |
| 林 芳正君 | 福岡 資麿君 |
| 藤井 基之君 | 藤川 政人君 |
| 古川 俊治君 | 堀井 巖君 |
| 堀内 恒夫君 | 堀井 巖君 |
| 牧野たかお君 | 舞立 昇治君 |
| 松山 政司君 | 松下 新平君 |
| 丸山 和也君 | 丸川 珠代君 |
| 三原しゅん子君 | 三宅 亨君 |
| 水落 敏榮君 | 三宅 伸吾君 |
| 宮沢 洋一君 | 溝手 顕正君 |
| 森 まさこ君 | 宮本 周司君 |
| 山崎 力君 | 柳本 卓治君 |
| 山田 修路君 | 山下 雄平君 |
| 山本 一太君 | 山谷えり子君 |
| 吉川ゆうみ君 | 山本 順三君 |
| 若林 健太君 | 吉田 博美君 |
| 渡邊 美樹君 | 吉田 博美君 |
| 相原久美子君 | 渡辺 猛之君 |
| 石上 俊雄君 | 足立 信也君 |
| 磯崎 哲史君 | 有田 芳生君 |
| 江田 五月君 | 石橋 通宏君 |
| 小川 敏夫君 | 江崎 孝君 |
| 尾立 源幸君 | 小川 勝也君 |
| 大島九州男君 | 小野 次郎君 |
| 大野 元裕君 | 大久保 勉君 |
| 風間 直樹君 | 大塚 耕平君 |
| 神本美恵子君 | 加藤 敏幸君 |
| | 金子 洋一君 |
| | 川田 龍平君 |

北澤 俊美君	郡司 彰君	アノト才猪木君	松田 公太君
小西 洋之君	小林 正夫君	山口 和之君	山田 太郎君
小見山幸治君	櫻井 充君	中野 正志君	中山 恭子君
柴田 巧君	榛葉賀津也君	和田 政宗君	福島みずほ君
田城 郁君	田中 直紀君	又市 征治君	吉田 忠智君
津田弥太郎君	寺田 典城君	主濱 了君	谷 亮子君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君
長浜 博行君	難波 奨二君	荒井 広幸君	平野 達男君
野田 国義君	羽田雄一郎君	糸数 慶子君	行田 邦子君
白 眞勲君	浜野 喜史君	興石 東君	浜田 和幸君
林 久美子君	広田 一君	松沢 成文君	
福山 哲郎君	藤末 健三君		
藤田 幸久君	藤本 祐司君		
真山 勇一君	前川 清成君		
牧山ひろえ君	増子 輝彦君		
水岡 俊一君	水野 賢一君		
森本 真治君	安井美沙子君		
柳澤 光美君	柳田 稔君		
吉川 沙織君	蓮 舫君		
秋野 公造君	荒木 清寛君		
石川 博崇君	魚住裕一郎君		
河野 義博君	佐々木さやか君		
杉 久武君	竹谷とし子君		
谷合 正明君	長沢 広明君		
新妻 秀規君	西田 実仁君		
浜田 昌良君	平木 大作君		
矢倉 克夫君	山口那津男君		
山本 香苗君	山本 博司君		
横山 信一君	若松 謙維君		
井上 哲士君	市田 忠義君		
紙 智子君	吉良よし子君		
倉林 明子君	小池 晃君		
田村 智子君	大門実紀史君		
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君		
山下 芳生君	東 徹君		
江口 克彦君	片山虎之助君		
儀間 光男君	清水 貴之君		
藤巻 健史君	室井 邦彦君		

日程第二 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

反対者氏名

阿達 雅志君	阿達 雅志君	山本 太郎君	山本 太郎君
青木 一彦君	青木 一彦君		
赤石 清美君	赤石 清美君		
井上 義行君	井上 義行君		
石井 準一君	石井 準一君		
石井 正弘君	石井 正弘君		
石田 昌宏君	石田 昌宏君		
磯崎 陽輔君	磯崎 陽輔君		
岩城 光英君	岩城 光英君		
上野 通子君	上野 通子君		
衛藤 晟一君	衛藤 晟一君		
大家 敏志君	大家 敏志君		
大野 泰正君	大野 泰正君		
岡田 直樹君	岡田 直樹君		
片山さつき君	片山さつき君		
木村 義雄君	木村 義雄君		
北川イツセイ君	北川イツセイ君		
熊谷 大君	熊谷 大君		
小坂 憲次君	小坂 憲次君		
上月 良祐君	上月 良祐君		

二一四名

一名

佐藤 信秋君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	佐藤 正久君
山東 昭子君	山東 昭子君	島尻安伊子君	島尻安伊子君
島田 三郎君	島田 三郎君	島村 大君	島村 大君
末松 信介君	末松 信介君	世耕 弘成君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関口 昌一君	田中 茂君	田中 茂君
伊達 忠一君	伊達 忠一君	高階恵美子君	高階恵美子君
高野光二郎君	高野光二郎君	高橋 克法君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝沢 求君	滝波 宏文君	滝波 宏文君
武見 敬三君	武見 敬三君	柘植 芳文君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中泉 松司君	中川 雅治君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中曾根弘文君	中西 健治君	中西 健治君
長峯 誠君	長峯 誠君	二之湯 八二君	二之湯 八二君
二之湯武史君	二之湯武史君	二之湯 智君	二之湯 智君
野村 哲郎君	野村 哲郎君	羽上浩太郎君	羽上浩太郎君
長谷川 岳君	長谷川 岳君	羽生田 俊君	羽生田 俊君
橋本 聖子君	橋本 聖子君	馬場 成志君	馬場 成志君
福岡 資麿君	福岡 資麿君	林 芳正君	林 芳正君
藤川 政人君	藤川 政人君	藤井 基之君	藤井 基之君
堀井 巖君	堀井 巖君	古川 俊治君	古川 俊治君
舞立 昇治君	舞立 昇治君	堀内 恒夫君	堀内 恒夫君
松下 新平君	松下 新平君	牧野たかお君	牧野たかお君
丸川 珠代君	丸川 珠代君	松山 政司君	松山 政司君
三木 亨君	三木 亨君	丸山 和也君	丸山 和也君
三宅 伸吾君	三宅 伸吾君	三原じゅん子君	三原じゅん子君
溝手 顕正君	溝手 顕正君	水落 敏栄君	水落 敏栄君
宮本 周司君	宮本 周司君	宮沢 洋一君	宮沢 洋一君
森屋 宏君	森屋 宏君	森 まさこ君	森 まさこ君
山崎 力君	山崎 力君	柳本 卓治君	柳本 卓治君
山田 修路君	山田 修路君	山下 雄平君	山下 雄平君
山本 一太君	山本 一太君	山谷えり子君	山谷えり子君
吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	山本 順三君	山本 順三君
若林 健大君	若林 健大君	吉田 博美君	吉田 博美君
渡邊 美樹君	渡邊 美樹君	渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
相原久美子君	相原久美子君	足立 信也君	足立 信也君
		有田 芳生君	有田 芳生君

石上 俊雄君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	江崎 孝君
江田 五月君	江田 五月君	小川 勝也君	小川 勝也君
小川 敏夫君	小川 敏夫君	小野 次郎君	小野 次郎君
尾立 源幸君	尾立 源幸君	大久保 勉君	大久保 勉君
大島九州男君	大島九州男君	大塚 耕平君	大塚 耕平君
大野 元裕君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	加藤 敏幸君
大野 直樹君	大野 直樹君	金子 洋一君	金子 洋一君
風間 直樹君	風間 直樹君	川田 龍平君	川田 龍平君
神本美恵子君	神本美恵子君	北澤 俊美君	北澤 俊美君
小西 洋之君	小西 洋之君	郡司 彰君	郡司 彰君
小見山幸治君	小見山幸治君	小林 正夫君	小林 正夫君
柴田 巧君	柴田 巧君	櫻井 充君	櫻井 充君
田城 郁君	田城 郁君	榛葉賀津也君	榛葉賀津也君
津田弥太郎君	津田弥太郎君	田中 直紀君	田中 直紀君
那谷屋正義君	那谷屋正義君	寺田 典城君	寺田 典城君
長浜 博行君	長浜 博行君	直嶋 正行君	直嶋 正行君
野田 国義君	野田 国義君	難波 奨二君	難波 奨二君
白 眞勲君	白 眞勲君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
林 久美子君	林 久美子君	浜野 喜史君	浜野 喜史君
福山 哲郎君	福山 哲郎君	広田 一君	広田 一君
藤田 幸久君	藤田 幸久君	藤末 健三君	藤末 健三君
真山 勇一君	真山 勇一君	藤本 祐司君	藤本 祐司君
牧山ひろえ君	牧山ひろえ君	前川 清成君	前川 清成君
水岡 俊一君	水岡 俊一君	増子 輝彦君	増子 輝彦君
森本 真治君	森本 真治君	水野 賢一君	水野 賢一君
柳澤 光美君	柳澤 光美君	安井美沙子君	安井美沙子君
吉川 沙織君	吉川 沙織君	柳田 稔君	柳田 稔君
秋野 公造君	秋野 公造君	蓮 舫君	蓮 舫君
石川 博崇君	石川 博崇君	荒木 清寛君	荒木 清寛君
河野 義博君	河野 義博君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君
杉 久武君	杉 久武君	佐々木さやか君	佐々木さやか君
谷合 正明君	谷合 正明君	竹谷とし子君	竹谷とし子君
新妻 秀規君	新妻 秀規君	長沢 広明君	長沢 広明君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	西田 実仁君	西田 実仁君
矢倉 克夫君	矢倉 克夫君	平木 大作君	平木 大作君
山本 香苗君	山本 香苗君	山口那津男君	山口那津男君
		山本 博司君	山本 博司君

<p>日程第三 国立研究開発法人情報通信研究機構法 及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部 を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 二一九名</p> <p>阿達 雅志君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井上 義行君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井みどり君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩城 光英君 宇都 隆史君</p>		<p>反対者氏名 一六名</p> <p>井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 福島みずほ君 又市 征治君 吉田 忠智君 山本 太郎君 糸数 慶子君</p>	
<p>上野 通子君 上野 通子君 衛藤 晟一君 衛藤 晟一君 大家 敏志君 大家 敏志君 大野 泰正君 大野 泰正君 岡田 直樹君 岡田 直樹君 片山さつき君 片山さつき君 木村 義雄君 木村 義雄君 北川イツセイ君 北川イツセイ君 熊谷 大君 熊谷 大君 小坂 憲次君 小坂 憲次君 上月 良祐君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 佐藤 信秋君 山東 昭子君 山東 昭子君 島田 三郎君 島田 三郎君 末松 信介君 末松 信介君 関口 昌一君 関口 昌一君 伊達 忠一君 伊達 忠一君 高野光二郎君 高野光二郎君 滝沢 求君 滝沢 求君 武見 敬三君 武見 敬三君 塚田 一郎君 塚田 一郎君 堂故 茂君 堂故 茂君 中泉 松司君 中泉 松司君 中曾根弘文君 中曾根弘文君 中西 祐介君 中西 祐介君 長峯 誠君 長峯 誠君 二之湯武史君 二之湯武史君 野村 哲郎君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 福岡 資麿君 藤川 政人君 藤川 政人君 堀井 巖君 堀井 巖君 舞立 昇治君 舞立 昇治君 松下 新平君 松下 新平君 丸川 珠代君 丸川 珠代君 三木 亨君 三木 亨君</p>		<p>江島 潔君 江島 潔君 尾辻 秀久君 尾辻 秀久君 大沼みずほ君 大沼みずほ君 太田 房江君 太田 房江君 岡田 広君 岡田 広君 金子原二郎君 金子原二郎君 岸 宏一君 岸 宏一君 北村 経夫君 北村 経夫君 小泉 昭男君 小泉 昭男君 古賀友一郎君 古賀友一郎君 鴻池 祥肇君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 佐藤 正久君 島尻安伊子君 島尻安伊子君 島村 大君 島村 大君 世耕 弘成君 世耕 弘成君 田中 茂君 田中 茂君 高階恵美子君 高階恵美子君 高橋 克法君 高橋 克法君 滝波 宏文君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中川 雅治君 中西 健治君 中西 健治君 中原 八一君 中原 八一君 二之湯 智君 二之湯 智君 野上浩太郎君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 羽生田 俊君 馬場 成志君 馬場 成志君 林 芳正君 林 芳正君 藤井 基之君 藤井 基之君 古川 俊治君 古川 俊治君 堀内 恒夫君 堀内 恒夫君 牧野たかお君 牧野たかお君 松山 政司君 松山 政司君 丸山 和也君 丸山 和也君 三原じゅん子君 三原じゅん子君</p>	
<p>三宅 伸吾君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 溝手 顕正君 宮本 周司君 宮本 周司君 森屋 宏君 森屋 宏君 山崎 力君 山崎 力君 山田 修路君 山田 修路君 山本 一太君 山本 一太君 吉川ゆうみ君 吉川ゆうみ君 若林 健太君 若林 健太君 渡邊 美樹君 渡邊 美樹君 相原久美子君 相原久美子君 石上 俊雄君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 磯崎 哲史君 江田 五月君 江田 五月君 小川 敏夫君 小川 敏夫君 尾立 源幸君 尾立 源幸君 大島九州男君 大島九州男君 大野 元裕君 大野 元裕君 風間 直樹君 風間 直樹君 神本美恵子君 神本美恵子君 北澤 俊美君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小西 洋之君 小見山幸治君 小見山幸治君 柴田 巧君 柴田 巧君 田城 郁君 田城 郁君 津田弥太郎君 津田弥太郎君 那谷屋正義君 那谷屋正義君 長浜 博行君 長浜 博行君 野田 国義君 野田 国義君 白 眞敷君 白 眞敷君 林 久美子君 林 久美子君 福山 哲郎君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤田 幸久君 真山 勇一君 真山 勇一君 牧山ひろえ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 水岡 俊一君 森本 真治君 森本 真治君</p>		<p>水落 敏栄君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 森 まさこ君 柳本 卓治君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山下 雄平君 山谷えり子君 山谷えり子君 山本 順三君 山本 順三君 吉田 博美君 吉田 博美君 渡辺 猛之君 渡辺 猛之君 足立 信也君 足立 信也君 有田 芳生君 有田 芳生君 石橋 通宏君 石橋 通宏君 江崎 孝君 江崎 孝君 小川 勝也君 小川 勝也君 小野 次郎君 小野 次郎君 大久保 勉君 大久保 勉君 大塚 耕平君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 金子 洋一君 川田 龍平君 川田 龍平君 郡司 彰君 郡司 彰君 小林 正夫君 小林 正夫君 櫻井 充君 櫻井 充君 榛葉賀津也君 榛葉賀津也君 田中 直紀君 田中 直紀君 寺田 典城君 寺田 典城君 直嶋 正行君 直嶋 正行君 難波 奨二君 難波 奨二君 羽田雄一郎君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 浜野 喜史君 広田 一君 広田 一君 藤末 健三君 藤末 健三君 藤本 祐司君 藤本 祐司君 前川 清成君 前川 清成君 増子 輝彦君 増子 輝彦君 水野 賢一君 水野 賢一君 安井美沙子君 安井美沙子君</p>	
<p>反対者氏名 一名</p> <p>井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 福島みずほ君</p>		<p>柳澤 光美君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 吉川 沙織君 秋野 公造君 秋野 公造君 石川 博崇君 石川 博崇君 河野 義博君 河野 義博君 杉 久武君 杉 久武君 谷合 正明君 谷合 正明君 新妻 秀規君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 山本 香苗君 横山 信一君 横山 信一君 東 徹君 東 徹君 片山虎之助君 片山虎之助君 清水 貴之君 清水 貴之君 室井 邦彦君 室井 邦彦君 松田 公太君 松田 公太君 山田 太郎君 山田 太郎君 中山 恭子君 中山 恭子君 福島みずほ君 福島みずほ君 吉田 忠智君 吉田 忠智君 谷 亮子君 谷 亮子君 薬師寺みちよ君 薬師寺みちよ君 荒井 広幸君 荒井 広幸君 糸数 慶子君 糸数 慶子君 興石 東君 興石 東君 松沢 成文君 松沢 成文君</p>	

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年四月六日

吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する再質問主意書

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問主意書(第九十回国会質問第九三三号)に対する答弁書(内閣参質一九〇第九三三号。以下「答弁書」という。)の内容を受け、改めて以下のとおり質問する。

- 一 通勤手当が非課税である理由をお答えいただきたい。
- 二 答弁書一において、「新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤など、近年における通勤手当の実態等を踏まえ」とある。新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤者は何名程度いるのか、近年における実態をお答えいただきたい。
- 三 今回の非課税限度額の引上げの政策目標としては、新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤者の数を増加させるつもりか、それとも減少させるつもりか。
- 四 今回の非課税限度額の引上げによる減収見込額をお答えいただきたい。
- 五 通勤手当を社会保険の保険料の算定の基礎となる報酬を含むという考え方の根拠は、昭和二十七年十二月四日付、厚生省保険局健康保険課長からの「報酬の範囲について」という疑義解釈通知から変更はないか。
- 六 第六百六十四回国会参議院厚生労働委員会(平成十八年四月十一日)では、当時の厚生労働大臣から、通勤手当を社会保険の保険料の算定の

基礎となる報酬を含む問題について、「私どもは検討すべき課題であるという認識はいたしております」との答弁がなされている。その後、政府においてどのような検討がなされたのか。

七 前記六の厚生労働大臣答弁と答弁書三、七及び八についてにおける「御指摘の調査及び検討についても、これを行う考えはない」との整合性をお尋ねする。

八 答弁書四についてにおける機械的試算では、通勤手当が月十五万円支給される場合、通勤手当がない場合と比べると年金・医療保険料の負担が年間五十万円程度増加すると見込まれている。事業主の立場からすると、月十五万円の通勤手当を払うと、社会保険料の事業主負担が年間五十万円程度増加するという事で良いか確認する。

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する再質問に対する答弁書

一 給与所得を有する者で通勤するもの(以下「通勤者」という。)がその通勤に必要な交通機関の利用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号に規定する通勤手当(以下「一」)についてから三)についてまでにおいて「通勤手当」という。については、通勤手当が通勤費用の実費弁償的な性格を有することに鑑み、同号の規定により、一般の

通勤者につき通常必要であると認められる部分について、所得税は非課税とされている。

平成二十八年度税制改正前の通勤手当に係る非課税限度額はおおむね百キロメートル程度の通勤を念頭に一月当たり十万円と設定されていたところ、新幹線(北海道新幹線及び九州新幹線を除く)用の通勤定期乗車券(以下「新幹線用通勤定期乗車券」という。)でその発売額が一月当たり十万円を超える区間のものの利用者数は、平成二十三年度から平成二十五年年度までの平均で一日当たり八千人程度であると承知している。

通勤手当が非課税である理由は一)について述べたとおりであるが、その上で、平成二十八年度税制改正における通勤手当に係る非課税限度額の引上げは、二)について述べた新幹線用通勤定期乗車券の利用者数の実態や新幹線を利用して通勤する者に対し一月当たり十万円を超える額の通勤手当を支給する企業もあることを踏まえたものであり、新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤をする者の増減自体を直接の目的としたものではない。

一般会計の歳入予算における「租税及印紙収入」の額は十億円単位で計上していることから、「平成二十八年度税制改正の大綱(平成二十七年十二月二十四日閣議決定)の参考資料である「平成二十八年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額」においては、増減収見込額が十億円未満の改正事項を計上しておらず、お尋ねの「今回の非課税限度額の引上げ」についてもこれに計上していない。

御指摘の「通勤手当を社会保険の保険料の算定の基礎となる報酬を含むという考え方の根拠」については、先の答弁書平成二十八年四月

五日内閣参質一九〇第九三三号。以下「前回答弁書」という。三、七及び八についてお答えしたとおりである。また、お尋ねの「報酬の範囲について(昭和二十七年十二月四日付け保文発第七二四一号厚生省保険局健康保険課長回答)で示した、通勤に要する費用を支弁するため支給される手当(以下「通勤手当」という。))は支給の方法として三箇月又は六箇月ごとに支給されているとしても、支給の実態は原則として毎月の通勤に対して支給され、通常の生計費の一部に当てられているのであるから、支給の実態に基づいて当然報酬と解することが妥当であるとの見解については、変更はない。

平成二十四年九月に厚生労働副大臣の下に開催することとされた「社会保険料・労働保険料の賦課対象となる報酬等の範囲に関する検討会」において、通勤手当を健康保険及び厚生年金保険の保険料(以下「社会保険料」という。)の算定から除外することについて検討し、報酬であつて社会保険料の算定の基礎に含まれていないものはなく、通勤手当だけを算定対象から外すとした場合、その根拠、他の手当との違い及び通勤手当が支払われない会社に勤務する従業員との公平などの整理が必要であること、仮に通勤手当を社会保険料の算定の基礎から除いた場合には算定の基礎となる報酬が減少することにより保険料収入が減少し給付や保険料の負担の在り方の見直しが必要となること、通勤手当の支給状況の違いにより通勤手当を支給する企業から通勤手当を支給しない企業へ社会保険料の負担が移転すること等の論点が示されたが、結論は得られず、通勤手当については社会保険料の算定の基礎となる報酬に含まれるとの考えが現在も維持されているところである。したがつて、前回答弁書三、七及び八について「御指摘の調査及び検討についても、これを行う考えはない」とお答えしたところであり、お

尋ねの整合性については、保たれているものと考えている。

お尋ねの前提を基に健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十一条第一項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第八十二条第一項の規定に基づき、事業主の負担分を算定すると、年間二十五万円程度の増加となる。

政府が集団的自衛権の行使を認める中で核兵器使用の憲法解釈に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年四月七日

参議院議長 山崎 正昭殿 白 眞敷

政府が集団的自衛権の行使を認める中で核兵器使用の憲法解釈に関する質問主意書

本年三月十八日の参議院予算委員会において、私が武力行使の新三要件の下では憲法上核兵器が使用できることになるのではないかと質問したことに対して、横島内閣法制局長官は「我が国を防御するための必要最小限度のものにもちろん限られる」ということでございますが、憲法上全てのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているというふうには考えておりません。」「この新三要件の下で何か武器使用の基準、考え方が変わったのかという点、そこは変わっていないということでございます。」と答弁している。

また、本年三月二十三日の衆議院外務委員会における原口一博衆議院議員の「平成二十六年七月一日の閣議決定、つまり要件が変わる前も、核兵器の使用、保有は憲法上、理論上は許されていた。これは、要件が変わった後も、つまり、昨年の安保法制成立後も変わっていない」ということで

認識してよろしいでしょうか。この質問に対して、横島内閣法制局長官は「御指摘のとおりでございます。」と答弁している。

これらの答弁を踏まえて、以下質問する。
政府は、平成二十六年七月一日の閣議決定において、憲法解釈を変更し、武力行使の要件を改め、集団的自衛権の限定行使を容認している。武力行使の新三要件の下、第一要件においては「我が国に対する武力攻撃が発生した」場合のみならず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合においても、憲法上は全てのあらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されていると考えていないとの従来の憲法解釈は変更されていないということでしょうか。

右質問する。

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員白眞敷君提出政府が集団的自衛権の行使を認める中で核兵器使用の憲法解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞敷君提出政府が集団的自衛権の行使を認める中で核兵器使用の憲法解釈に関する質問に対する答弁書

我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負つて

おり、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしておられるところである。

その上で、従来から、政府は、憲法第九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によつても禁止されているわけではなく、したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとするれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであつて、この法理上の考え方に変更はない。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年四月七日

参議院議長 山崎 正昭殿 尾立 源幸

参議院議員尾立源幸君提出質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議員尾立源幸君提出質問主意書
中米パナマの法律事務所から流出したとされる、いわゆる「パナマ文書」により、各国の首脳や著名人がタックスヘイブン(租税回避地)を利用している実態が暴露されたとされている。

もとよりタックスヘイブんに法人を設立して金融資産を保有したり、運用したりすること自体は違法ではない。しかし、一方でタックスヘイブんに法人を設立する手法により、透明性の欠如を利用して、脱税やマネーロンダリング(資金洗浄)が行われる例も多いとされている。
例えば、経済協力開発機構(OECD)は、多国籍企業がタックスヘイブンなどを利用した節税策をとることにより、全世界で年間十二から二十九兆円の法人税収が失われていると試算している。

フランスのオランド大統領は、今回の「パナマ文書」について「国際社会にとつて有益な情報もたらされた。感謝する。税を取り戻すことができるようになる良いニュースだと言える」とのコメントを発表したと伝えられている。

また、法律に違反する汚職がなかったかの調査や脱税に関する予備的調査などの目的で、アメリカ、フランス、ドイツ、オーストラリア、スウェーデン、オランダなどの当局が調査を開始したと報道されている。

諸外国と同様に、「パナマ文書」について、我が国の法律に違反する内容が含まれていないか、また直接的に法律に違反してはなくても、国民に納税をお願いする立場の政治家などに道義的な問題がなかったかについて、我が国も調査すべきと考えられる。
しかしながら、我が国においては、日本政府として「パナマ文書」を調査する考えはないとの報道もなされている。

以上の問題意識に基づき質問する。

一 「パナマ文書」について、政府としてどのように受け止め、対処するか。

二 我が国も「パナマ文書」について、しっかりと調査すべきと考えるが、どうか。
右質問する。

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員尾立源幸君提出質問主意書
「パナマ文書」に関する質問に対する答弁書

参議院議員尾立源幸君提出質問主意書
「パナマ文書」に関する質問に対する答弁書
一 及び二について
お尋ねのいわゆる「パナマ文書」については、現時点で文書の詳細を承知していないことか

平成二十八年四月二十日 参議院会議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

ら、政府としての見解を述べることは差し控えたいが、一般論として、例えば国際的租税回避については、あらゆる機会を通じて必要な情報の収集を図るとともに、課税上の問題があると認められる場合には税務調査を行うなど、適切な対応に努めてまいりたい。

平成二十八年四月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十八年四月十一日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する第三回質問主意書

参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する第三回質問に対する答弁書

政府の「日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書(平成二十八年四月一日内閣参質一九〇第九一號。以下「この答弁書」とする)の内容について疑義がありますので質問いたします。

平成二十六年五月の日期政府間協議において、日本側は先の答弁書(平成二十八年四月一日内閣参質一九〇第九一號。以下「前回答弁書」という)一から三までについて述べた「拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人」に関する調査を要請しているが、前回答弁書における「拉致の可能性を排除できない事案」に係る者に関する調査を排除するものではない。

この答弁書(一から三までについて)で、政府は、「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」は、先の答弁書(平成二十八年三月十五日内閣参質一九〇第七四號。以下「前回答弁書」という)一、二及び五についてお答えしたとおり、平成二十六年五月の日期政府間協議において、日本側は拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請し、北朝鮮側は全ての日本人に関する調査を包括かつ全面的に実施する意思を表明したことを念頭に置いたものである。一方、お尋ねの「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」とは、警察が捜査・調査しているお尋ねの「拉致の可能性を排除できない事案」に係る者のことである。」と答えています。

そこで、お尋ねします。この答弁書にある「拉

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 本号一部 一八円
一〇円